(五) (四)により認可原子力発電事業者の地位を承継した相続人は、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならないこととした。(第二七条の二九の三第五項関係)

3　認可の取消し

(一)　経済産業大臣は、認可原子力発電事業者が次のいずれかに該当するときは、1の(二)の認可等を取り消すことができることとした。

(1)　1の(三)の(1)、(2)又は(4)に掲げる基準等に適合しなくなったとき。

(2)　この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるとき。(第二七条の二九の四第一項関係)

(二)　1の(五)は、(一)の場合に準用することとした。(第二七条の二九の四第二項関係)

4　運転停止命令

経済産業大臣は、原子力発電事業者が1の(二)の認可等を受けないで1の(一)の四〇年を超えて発電用原子炉を運転したとき、又は当該認可により延長された運転期間を超えて当該認可に係る発電用原子炉を運転したときは、当該原子力発電事業者に対し、当該発電用原子炉の運転を停止すべきことを命ずることができることとした。(第二七条の二九の五関係)

5　資料の提供等の要求

経済産業大臣は、1の(三)の運用等に関し、必要があると認めるときは、関係行政機関又は地方公共団体の長に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができることとした。(第二七条の二九の六関係)

6　広域的運営推進機関の業務

広域的運営推進機関（以下「推進機関」という。）の業務に、次に掲げる業務を追加することとした。

(一)　8の(一)の認定整備等事業者に対し、8の(二)の認定整備等計画に基づく電気工作物の整備又は更新に必要な資金を貸し付けること。

(二)　四の6の(二)の交付金相当額積立金の管理及び四の7の徴収等を行うこと。(第二八条の四〇第一項第五号の三、第八号の二及び第八号の三関係)

7　整備等計画の認定

(一)　広域系統整備計画に定められた電気工作物であって経済産業省令で定める規模以上のものの整備又は更新を実施しようとする一般送配電事業者又は送電事業者は、単独で又は共同して、その整備又は更新に関する計画（以下「整備等計画」という。）を作成し、経済産業大臣に提出して、その認定を受けることができることとした。(第二八条の四九第一項関係)

(二)　整備等計画には、次に掲げる事項等を記載しなければならないこととした。

(1)　整備又は更新を実施しようとする電気工作物の設置の場所、その規模その他当該電気工作物に関する事項

(2)　電気工作物の整備又は更新の実施期間

(3)　電気工作物の整備又は更新の実施体制

(4)　電気工作物の整備又は更新の実施に必要な資金の額、調達方法及び負担の方法

(5)　電気工作物の整備又は更新の実施により見込まれる電気の安定供給の確保への効果（第二八条の四九第二項関係）

(三)　経済産業大臣は、(一)の認定の申請があった場合において、当該申請に係る整備等計画が次のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をすることとした。

(1)　整備等計画の円滑かつ確実な実施を確保することが、広域的運営による電気の安定供給の確保を図るために特に重要であること。

(2)　整備等計画の実施期間、実施体制その他の事項が当該整備等計画を確実に遂行するために適切なものであること。(第二八条の四九第三項関係)

8　認定整備等計画の変更等

(一)　7の(一)の認定を受けた者（以下「認定整備等事業者」という。）は、当該認定に係る整備等計画を変更しようとするときは、経済産業大臣の認定を受けなければならないこととした。(第二八条の五〇第一項関係)

(二)　経済産業大臣は、認定整備等事業者が当該認定に係る整備等計画（(一)による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定整備等計画」という。）に従って電気工作物の整備又は更新を実施していないと認めるときは、当該認定を取り消すことができることとした。(第二八条の五〇第二項関係)

(三)　経済産業大臣は、認定整備等計画が7の(三)の(1)又は(2)のいずれかに適合しないものとなったと認めるときは、認定整備等事業者に対して当該認定整備等計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができることとした。(第二八条の五〇第三項関係)

(四)　7の(三)は、(一)による変更の認定に準用することとした。(第二八条の五〇第四項関係)

9　区分経理

推進機関は、広域系統整備交付金交付等業務に係る経理と当該業務以外の業務に係る経理を区分して整理しなければならないこととした。(第二八条の五四関係)

二　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正関係

1　許可の取消し等

原子力規制委員会は、発電用原子炉設置者が2の(一)若しくは(三)に違反して発電用原子炉を運転したとき、又は2の(八)の命令に違反したときは、発電用原子炉の設置の許可を取り消し、又は一年以内の発電用原子炉の運転の停止を命ずることができることとした。(第四三条の三の二〇第二項第一二号及び第一三号関係)

2　発電用原子炉施設の劣化の管理等

(一)　発電用原子炉設置者は、その設置した発電用原子炉について最初に使用前事業者検査について原子力規制委員会の確認を受けた日から起算して三〇年を超えて当該発電用原子炉を運転しようとするときは、あらかじめ、当該三〇年を超えて運転しようとする期間（一〇年以内に限る。）における発電用原子炉施設の劣化を管理するための計画（以下「長期施設管理計画」という。）を定め、原子力規制委員会の認可を受けなければならないこととした。(第四三条の三の二〇第二項第一二号及び第一三号関係)

(二)　長期施設管理計画には、長期施設管理計画の期間、(五)の劣化評価（発電用原子炉施設の劣化の状況に関する技術的な評価をいう。以下同じ。）の方法及びその結果、発電用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置等を記載しなければならないこととした。(第四三条の三の三二第二項関係)

(三)　(一)の認可を受けた者は、当該認可等を受けた長期施設管理計画の期間を超えて発電用原子炉を運転しようとするときは、あらかじめ、当該期間を超えて運転しようとする期間（一〇年以内に限る。）における長期施設管理計画を定め、原子力規制委員会の認可を受けなければならないこととし、当該認可等を受けた長期施設管理計画の期間を超えて運転しようとするときも、同様とすることとした。(第四三条の三の三二第三項関係)

(四)　(一)又は(三)の認可を受けた者は、これらの認可を受けた長期施設管理計画の変更（原子力規制委員会規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、原子力規制委員会の認可を受けなければならないこととした。(第四三条の三の三二第四項関係)

(五)　発電用原子炉設置者は、長期施設管理計画を定め、又は長期施設管理計画に記載された発電用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置に係る重要な事項その他の原子力規制委員会規則で定める事項を変更しようとするときは、劣化評価を実施しなければならないこととした。(第四三条の三の三二第五項関係)

(六)　原子力規制委員会は、(一)、(三)又は(四)の認可の申請が次の(1)から(3)までのいずれにも適合していると認めるときでなければ、これらの認可をしてはならないこととした。

(1)　劣化評価の方法が、発電用原子炉施設の劣化の状況を適確に評価するための基準として原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。

(2)　発電用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置が、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものであること。